

岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 循環型社会を形成していくことが、緊急の課題であることに鑑み、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進するため、「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(事業)

第2条 推進会議は、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定及び施策の企画立案
- (2) 新岡山県環境基本計画に定める基本目標「循環型社会の形成」に関する重点プログラムの推進
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業の実践

(進行管理)

第3条 推進会議は、必要に応じ、取り組み事業の進捗状況の評価を行うとともに、見直しを行うものとする。

(組織)

第4条 推進会議は、委員22名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体等
- (3) NPO(法人格を持たないものを含む。)等
- (4) 義務教育関係者
- (5) 市町村、一部事務組合又は広域連合

3 委員の任期は2年とする。ただし現委員の任期中に新たに委員となった者の任期は、現委員の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1名及び副会長を2名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 推進会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、副会長をもって充てる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成12年4月1日から施行する。

2 岡山県廃棄物減量化・再生利用推進協議会は、廃止する。

附 則

1 この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成20年3月13日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。